

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

現代移民の多様性：ドイツ系帰国者 Aussiedler
受け入れ政策と統合問題：
移民と血統主義のはざままで

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 四釜, 綾子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00001174

ドイツ系帰国者 Aussiedler 受け入れ政策と統合問題 —移民と血統主義のはざままで—

四釜 綾子

1. はじめに

旧ソ連を始めとする東ヨーロッパの国々からドイツに帰還した Aussiedler (アウスズィードラー), Spätaussiedler (シュペートアウスジードラー)¹⁾と呼ばれるドイツ系の人々をドイツ人として受け入れたドイツの方針はドイツの血統主義を強く印象づける結果となった。しかし、アイデンティティーや言葉の問題, 高い失業率やドイツ社会との接点の少なさ等, 彼らが抱える問題, そして必要とする支援は非ドイツ人の移民と変わらない。本稿ではまずアウスズィードラーの歴史的背景に触れたのち, アウスズィードラーがドイツ人と認められる法的背景, 受け入れ後の諸問題を取り上げ, 近年の移民を対象とした政策転換と法改正がアウスズィードラーへの政策に与える影響を見ていきたい。

2. 歴史的背景

ドイツ人が旧ソ連や東ヨーロッパ地域にまとまった形で移り住んだのは, 中世から19世紀にさかのぼり, 20世紀の初めには東ヨーロッパ各地でドイツ人居住地やドイツ語圏が見られた。1939年には少なくとも900万人のドイツ人がシュレージエンや東ブランデンブルクなど, 現在のポーランド領内に住んでいたことが記録されている。1941年まではドイツ学校やドイツ人を中心としたビジネスや産業も盛んだったが, 第二次世界大戦は, 彼らの境遇を大きく変える。ドイツの軍事政策に荷担する戦争犯罪人として扱われたドイツ系住民は法的権利を剥奪され, 約80万人がシベリアやカザフスタンに強制移住させられるなど, 様々な形で迫害や差別を受けることとなった。シベリアや, 東プロシア, ポーランド, チェコスロバキアでは特定の地域にのみ居住することが許されていたが, 彼らはドイツ語を話すこと, 決められた地域から離れること, 公に4人以上のドイツ人が集まることを禁じられ, 1955年まで毎月警察に記録された (Social Service Program of the Jena Methodist Church 2003)。1939年当時, 現在の旧ソ連, 東ヨーロッパに1,750万人いたドイツ系住民は1960年には400万人に減少したほど多くの人が命を落としている (Heinen 2000)。まさに彼らが戦争の報復を受けた形となったと言っても過言ではない。スターリンの死によって旧ソ連内の国内の移動が許可されるなどドイツ系住民の状況は比較的改善したが, ソ連を出ることは許さ

れなかった。

彼らはペレストロイカによって祖国ドイツを目指すようになる。ドイツ政府は旧ソ連邦諸国からドイツへの帰国（移住）を希望する者には帰国促進計画を進め、また同時に高齢であることや家族の問題からそのまま旧ソ連地域に留まることを希望する者に対しては、その国の政府にドイツ系住民が差別や迫害のない生活ができるよう環境改善の申し立てを行うという2本柱の政策を打ち立てた。

ドイツ統一以前にはわずかな人々が難民という形でドイツに入国し、その後アウスグィードラーとして認定されてきたが、ベルリンの壁が崩壊した1989年以降、ドイツに渡るドイツ系の人々は激増し1987年に78,498人だったドイツへの帰国者は1990年には397,067人に激増した（Heinen 2000; Bundesverwaltungsamt 2003a; 表1参照）。1990年をピークにその後は減少を続け、2000年には10万人を割り込んだが、これは帰国を希望する人々の多くがすでにドイツに渡ったためであり、例えばカザフスタンではその地に永住することを選択した人以外はすべてドイツに移住している²⁾。

3. ドイツ人とは？

ドイツ人とはどのような条件を満たす人なのか。この条件、つまりドイツ人の定義はドイツ基本法116条に定められている。

ドイツ基本法 116条

- (1) 本法におけるドイツ人とは、他の法律に別段の定めのない限り、ドイツ国籍保有者、または1937年12月31日現在、ドイツ領域内に難民または追放されたドイツ民族籍もしくはその配偶者もしくは子孫として居住しているものをいう。
- (2) 1933年1月30日から1945年5月8日までの間に、政治的、人種的、宗教的理由で国籍を剥奪された、旧ドイツ国籍保有者とその子孫は契約に基づいて再び国籍を取得できる。彼らは1945年5月8日以降ドイツに居住地を持ち、反対の意思を示さない限りは国籍非剥奪者と見なされる。

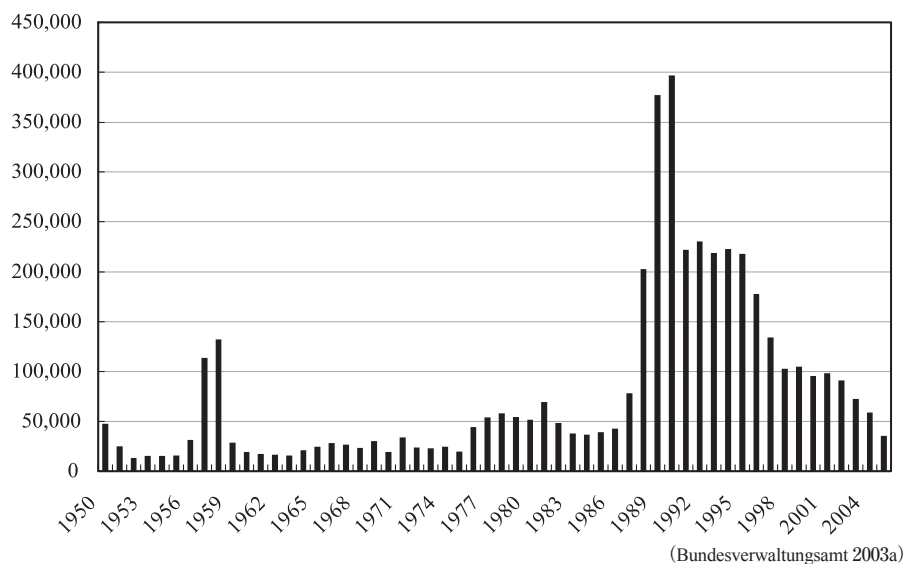
(Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland §116)

アウスグィードラーはこの法律によりドイツ人と見なされる。ドイツに入国した人々は審査の後ドイツ国籍が付与され、ドイツ人として生活していくための支援を受けることが可能となる。審査において、ドイツ系であることが認可される条件は以下の通りである。

ドイツ民族籍 (Deutsche Volkszugehörigkeit)

ドイツ民族籍とはドイツ連邦難民法6条で次のように定義されている。

表1 ドイツに入国したアウスズィードラーの数 (1950-2005)



- (1) 本法におけるドイツ民族籍保有者とは、自身の故郷におけるドイツ民族性支持を表明し、この表明が血統や言語、教育、文化などの特徴により証明される者。
- (2) 1923年12月31日以降に生まれた者で、次の条件にあてはまる場合、ドイツ民族籍保有者である。
 1. ドイツ国籍やドイツの民族籍保有者の子孫で、
 2. その両親や両親のどちらか一方もしくは親戚が言語、教育、文化などのような証明される特徴を受け継いでいて、
 3. かつ入植領域を退去するまで自身をドイツ国籍であると宣言し、それまで何らかの方法でドイツの民族性を証明するか、出身国の法律によってドイツ国籍を有する者。

(2)-2の前提条件は、出身地域の状況が理由で明らかな特徴を伝えることができないか、期待不可能な場合、(2)-3の前提条件はドイツの民族性の告白が身体及び生活の危険、または重大な職業上または経済的な不利益とつながる可能性があったが、総合的な状況からドイツの民族集団に属し、他の集団に属さない意志に疑いがないと認められる場合、それぞれ充足しているものと見なされる。

民族性は実際に発行された書類、国税調査、登録、入学、及び身分証明書及びパスポートの所有によって認められ、そのほかに同郷人会の民族性証明書、ドイツ民族籍の身分証明書、ドイツ学校の証明書、ドイツクラブの会員証、(ナチス)国家社会主義支配時代の移住通知も有効である³⁾。

(Bundesvertriebenengesetz §6⁴⁾)

彼らは血統的にドイツ人であると同時に、ドイツ系であったが故に迫害や差別を受けたいわば戦争の犠牲者であると考えられた。戦後補償に力を注いできたドイツでは、彼らは祖国で自由な生活を手に入れる権利が与えられるべきだと考えられ、国を挙げ

て取り組むべきとされた。一方、このような考え方は政府の偽善的な姿勢であり、間近に迫った少子高齢化社会でも現在の年金体制を保持するための手段だとする考え方もある⁹⁾。年間約40万人ものドイツ系住民が押し寄せてくる中で、同じドイツ人として好意的に受け入れるために「同じドイツ民族」というイデオロギーが必要であったことは否めない。

4. 受け入れ方法

アウスジードラーとしてドイツに渡ることを希望する者は、まず現在住んでいる国のドイツ大使館に申し出て仮認定を受けた後、仮のドイツパスポートをもらいドイツに向かう。アウスジードラーとして認められ、ドイツ入国後に自治体からのサポートを受けられる範囲は、ドイツ民族であることが認められた家族の最年長者、その子どもと配偶者、そして孫である。孫の配偶者は対象とならず、一緒にドイツに入国する場合は新規移民の扱いになる。

ドイツに入国した後、まず首都ベルリンで1家族に1部屋が割り当てられ、半年から1年、政府の事務手続きを待つ。受け入れは、16州が人口に応じた受け入れ枠をもうけ、国全体で分担して受け入れる形となっている（図1参照）。最も人口が多いノルトライン・ヴェストファーレン州では認定されたアウスジードラーの21.8%、最も少ないところではブレーメン州で0.9%を受け入れることが義務づけられ、さらに州内で各市に割り振られる（Ost-West-Integration 2007）。そのため、移民数と比較すると地域への偏りが少なく、ドイツ全土に広がっている。各州に割り当てられたアウスジードラーはそれぞれ住宅が供給され、ドイツ語講習を中心にドイツ生活のサポートが提供される。

1996年よりアウスジードラーの認定にドイツ語のテストが導入された。これは言語能力を見るためのテストではなく、本当にドイツ系であるかを判断するためのテストとされ、「ドイツ系」であると偽って入国を図る移民や経済難民を回避する役割を担う。テストの詳細は全く公表されていないが、会話のみで筆記テストはなく、主にドイツの古い方言を見ているといわれている。ドイツ系の家族は日常生活の中で多少ドイツ語が残っていることが多いとされ、家庭内で保持された古いドイツ方言によって民族性を裏付ける（Heinen 2000b）。たとえ事前対策としてドイツ語講習などを通してドイツ語を学習したとしても、現在使われている標準ドイツ語しか習うことができないために、このような準備はアウスジードラーのテストには意味をなさないという。ドイツ語能力を測るのではなく、あくまでドイツ系であるかを見定めるためのテストであり、テストは1度しか受けることができない。家族の代表者1人がテストを受けるかたちで、多くは家族の最高齢者が代表者となる。テストが導入された1996

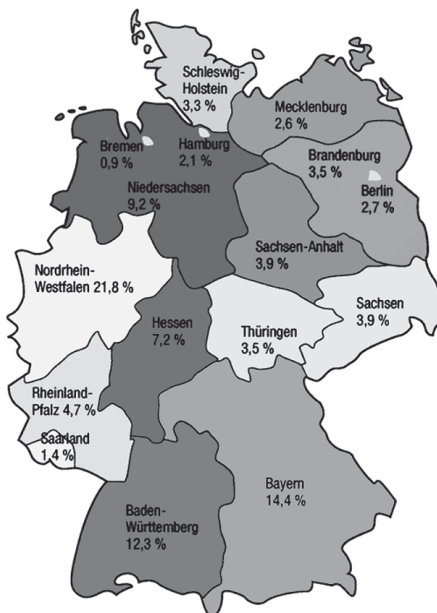


図1 アウスジードラーの州別受け入れ割合

年には、警戒感からドイツへの帰国希望者が減少したが、テストを受けた者の内、72.9%が合格している。しかし合格率は年々減少しており、2000年には47.7%と半数を割る結果となっている（Bundesverwaltungsamt 2003c）。

5. 受け入れ後の問題とドイツ社会との距離

1990年前後、アウスジードラーが急激に増加したため、住宅供給が追いつかず、古い集合住宅のみならず、ベルリン中の長期滞在型ホテルがアウスジードラーであふれかえる結果となった。政府側の事務作業が追いつかず、続々と押し寄せるアウスジードラーにドイツ社会からも不安の声が上がり始める。

「ドイツ人」であるアウスジードラーだが、実際にドイツ語がわかる者がほとんどいない、あるいは一家の中で最高齢の者のみが唯一ドイツ語を解するといった状況である場合がほとんどであるため、大人は特に部屋にこもりがちになる傾向が報告されている。ドイツ生活の中でもドイツ社会との接点が少なく、アウスジードラーのコミュニティーの孤立化が問題となっている（Schülke 2003）。例えば、アウスジードラーの人々に「あなたの母語は何ですか？」と訪ねた場合、ドイツ語による会話はほとんどできなかったとしても、多くは「ドイツ語」と答えるという。なぜなら、自分はドイツ系だからであり、アイデンティティーとしての母語である。ドイツが定め

たドイツ民族の定義がドイツ語を保持していることに重点を置いていることとも関係しているだろう。一方、「家族とは何語で話しますか?」という質問には「ドイツ語とロシア語」という答えが返ってくる (Khuen-Balasi 1999)。

長い間祖国を想いながら迫害や差別に耐えてきた人々は、思い描いていた祖国とは異なる実際のドイツ社会にとまどい、なかなか馴染めないといった問題に直面している。自分は一体何者なのか、ドイツ系として差別されてきたものの、ドイツに戻っても疎外感を感じるなど、アイデンティティーの問題が生じていることも様々な調査で明らかにされている。言葉はもちろんのこと、文化、習慣の違いなど、国籍の上ではドイツ人でも、彼らが抱える問題、そして必要な支援は移民とほとんど変わらない。アウスジードラーのサポートセンターではドイツ語学習コースを中心にドイツ社会への統合を支援し、最終的にはドイツで職を得て自立することを目指してきた。しかし、ドイツ全体で失業率が上がり続けている中、アウスジードラーの就職も非常に厳しいのが実情である。

ドイツに渡ったアウスジードラーの家族構成を見ると、年々ドイツ系である人々よりも、非ドイツ系の配偶者や子孫の割合が増えている (表2参照)。1993年にはドイツ人の血を引くアウスジードラー本人が74.1%に対して、非ドイツ系の配偶者や子孫が25.3%であったのに対し、2005年には割合がほぼ逆転し、21.2%対65.4%になっている (表2参照)。さらにアウスジードラーの年齢別人口構成はドイツ全体の人口構成に比べると若年層の割合が高いものの、それでも65歳以上が全体の17.1%と最も高く、アウスジードラーの高齢化が顕著となっている (表3参照)。今後はさらに高齢者が増えると共に、高齢であるドイツ系アウスジードラーよりも、その配

表2 アウスジードラーの家族構成

	総数	アウスジードラー自身		配偶者と子孫		その他の家族構成員	
		人数	%	人数	%	人数	%
1993	218,888	162,146	74.1	55,385	25.3	1,357	0.6
1994	222,591	135,594	60.9	83,023	37.3	3,947	1.8
1995	217,898	120,806	55.4	90,795	41.7	6,297	2.9
1996	177,751	84,756	47.7	87,426	49.2	2,269	3.1
1997	134,419	53,382	39.7	75,033	55.8	6,004	4.5
1998	103,080	35,098	34.1	62,233	60.4	5,749	5.6
1999	104,916	30,944	29.5	64,599	61.6	9,373	8.9
2000	95,615	25,184	26.3	60,514	63.3	9,917	10.4
2001	98,484	23,992	24.4	62,645	63.6	11,847	12.0
2002	91,416	19,716	21.6	58,860	64.4	12,840	14.0
2003	72,885	14,764	20.3	46,961	64.4	11,160	15.3
2004	59,093	11,232	19.0	38,583	65.3	9,278	15.7
2005	35,522	7,537	21.2	23,242	65.4	4,743	13.4

(Bundesverwaltungsamt 2003b; Bundesministerium des Innern 2003)

表3 2002年のアウスジードラーの年齢別構成

年齢	人口	割合
0-5 歳	6,720	5.7%
6-14 歳	13,218	9.6%
15-17 歳	5,623	3.3%
18-19 歳	3,864	2.3%
20-24 歳	9,573	5.8%
25-29 歳	8,871	5.8%
30-34 歳	6,769	7.8%
35-39 歳	6,443	8.8%
40-44 歳	7,560	8.0%
45-49 歳	6,580	7.0%
50-54 歳	5,211	6.4%
55-59 歳	1,666	5.4%
60-64 歳	3,295	7.0%
65 歳以上	6,023	17.1%
合計	91,416	100%

(Bundesministerium des Innern 2003)

偶者や子孫たちが圧倒の多数を占める状況になっていくことは間違いない。

6. 移民の増加による変化

ドイツは戦後多くの外国人労働者を迎え入れてきたが、定住化が進んでも1980年代まで移民はいずれ母国に帰る一時的な滞在者と位置づけてきた。国籍取得の条件も他の西ヨーロッパ諸国に比べて厳しく、ドイツで生まれ育ち、ドイツ社会の一員として生活している移民もなかなかドイツ国籍を取得してドイツ人と同等の権利義務を得ることができなかった。そんな状況の中で、旧ソ連や東ヨーロッパ諸国から帰国したアウスジードラーが簡単な審査のみでドイツ国籍を付与され、「ドイツ人」としての権利を享受できることに関して、移民たちからは多くの反発の声が上がると共に、西ヨーロッパ諸国を始めとする世界の国々にも血統主義で閉鎖的なドイツを印象づける結果となった。ドイツとフランスの国籍法を比較した Brubaker (1992) はドイツの血統主義に基づくアウスジードラーの受け入れと移民の待遇の差を痛烈に批判している。

しかし血統主義に基づく国籍法を保持し続けてきたドイツも、移民の増加、さらに移民の定住化によって様々な背景を持つ人々を内包した社会であることを認めざるを得ない状況になっている。特に人権や移民政策において共通のアプローチを取ろうとする EU からの圧力は無視しがたい。またドイツは移民に対して長く統合政策をとらなかった事による問題が顕著に現れていることから2000年以降、外国人を取り巻く

法律の改正が行われている。2000年からは国籍法の改正により、条件付きながらドイツで生まれた移民の子どもたちがドイツ国籍を取れるようになり、また国籍取得の条件も簡易化したことにより、血統主義の国籍法は条件付きの生地主義に変わった。また、2005年から施行されている新しい移民法により、これまで移民、難民、アウスジードラーそれぞれが分けられていたドイツ語学習施設がまとめられ、一緒に授業を受ける形に変更された。

7. まとめ

アウスジードラーが民族性の証明によりドイツ人と認められることに変わりはないが、彼らが他の移民たちと変わらない、あるいはドイツに定住している移民よりも「外国人」的であることは周知の事実となっている。特に家族でドイツに移り住んだ場合、若い世代が元の出生地から結婚相手を持って来るケースが増えており、アウスジードラーが新しい移民を生み出す現象が目立ち始めている。新移民法によって、ドイツ語学習に関して移民、難民、アウスジードラーの区分けがなくなったのは、このような新しい現象から生まれる問題にも対応する意味がある。血統主義が批判されやすいEUにおいて、国籍法の改正はアウスジードラーと移民の格差を縮めることにつながったと言える。すでにドイツ帰国を求めるアウスジードラーのほとんどがすでに帰国したともいわれるが、彼らが実際に自立し、ドイツ社会の一員として活躍するまでには長い時間がかかるだろう。

注

- 1) ドイツ連邦難民法 (Bundesvertriebenengesetz) §4 (1) によると「Spätaussiedlerとは1992年12月31日以降に旧ソ連邦、エストニア、ラトヴィア、リトアニアを受け入れ手続きの途中で退去し、6ヶ月以内に法律上有効な地域に定着した、ドイツ民族籍保有者」と明記されている（この条文に引き続き書かれている但し書き等は割愛する）。そのためドイツに帰国、移住した旧ソ連等からの人々について語る場合、正式にはAussiedlerとSpätaussiedlerとしなければならないが、本稿では便宜上ドイツに帰国、移住した旧ソ連地域からの人々の総称としてAussiedler（アウスジードラー）という言葉を使う。また、「Aussiedler」はしばしば南米等からの日系人と比較され、「ドイツ系帰国者」と訳されるが、「Aussiedler」という言葉には「帰国」の意味が含まれていない。また、日系人と「Aussiedler」は歴史的に様々な違いがあり、単純に問題を比較すると誤解を招く恐れがあるため、本稿ではあえて「Aussiedler」に日本語訳を付けず、ドイツ語の「Aussiedler」（アウスジードラー）をそのまま使うこととする。本稿の題のみ便宜上「帰国者」ということばを加えた。
- 2) Internationaler Bund in MoersのDr. Hans Hanke氏のインタビューより（2003年11月5日）。カザフスタンはソ連邦崩壊後、カザフ人によるナショナリズムが高まり、ドイツ系住民は居場所がなくなったため、ドイツへの帰国を希望する者がより多かったという。

- 3) 特に女性の場合、結婚によって姓が変わり、また身を守るためにドイツ語を使っていなかった人も少なくない。
- 4) 日本語訳は著者によるもの。
- 5) 少子高齢化社会への対策として、移民等によって若年人口を増やすという政策も考えられてきたが、実際には出生率の高い国から少子化の国に移住すると、移住した人々もあまり子どもを産まなことが報告されており、少子化対策としての移民受け入れ案は必ずしも機能しないという見方も存在する (Hans-Georg Maassen (ドイツ連邦内務省移民局外国人法課, 移民プロジェクト班) 2006年10月3日筑波大学法科大学院での講演「ドイツ移民・インテグレーション法の背景と現状」より)。

文 献

Brubaker, Rogers

1992 *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. London: Harvard University Press.

Bundesministerium des Innern

2003 *Bericht der Unabhängigen Kommission Zuwanderung*. Berlin: Bundesministerium des Innern.

Bundesverwaltungsamt

2003a Aussiedlerstatistik seit 1950. Internet, 1st June 2007. (http://www.bmi.bund.de/cln_012/Internet/Content/Common/Anlagen/Themen/Vertriebene_Spaetaussiedler/Statistiken/Aussiedlerstatistik_seit_1950,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/Aussiedlerstatistik_seit_1950.pdf)

2003b Eintreffene und registrierte Spätaussiedler und Angehörige. *Bericht der Unabhängigen Kommission Zuwanderung* (Bundesministerium des Innern). Internet, 11th November 2003. (http://www.bmi.bund.de/dokumente/Artikel/ix_46974.html)

2003c Ergebnisse des Sprachtests für Spätaussiedler (Juni 1996–2000). *Bericht der Unabhängigen Kommission Zuwanderung* (Bundesministerium des Innern). Internet, 11th November 2003. (http://www.bmi.bund.de/dokumente/Artikel/ix_46974.html)

Heinen, Ute

2000a Einführung. *Informationen zur politischen Bildung*. Nr. 267/2000, pp. 3–4.

2000b Zuwanderung und Integration in der Bundesrepublik Deutschland. *Informationen zur politischen Bildung*. Nr. 267/2000, pp. 36–49.

Khuen-Belasi, Lena

1999 Informationen für Spätaussiedler und Migranten: Warum Spätaussiedler in Deutschland zwischen allen Stühlen sitzen. Stadt Karlsruhe, Medienbüro (from Frankfurter Rundschau 27th September 1999). Internet, 1st June 2007. (<http://www1.karlsruhe.de/Projekte/Migranten/fr.de.php>)

Ost-West-Integration(OWI)

2007 Wer ist Spät-/Aussiedler? Projekt Ost-West-Integration beim Deutschen Volkshochschul-Verband e.V. Berlin. Internet, 30th June 2007. (<http://www.owi-projekt.de/download/Integration.pdf>)

Schülke, Mathea

2003.2.22 Gewalt unter jungen Aussiedlern: Mangelnde Integration führt bei Russlanddeutschen zu Aggression, WDR. Internet, 1st June 2007. (<http://www.wdr.de/themen/panorama/kriminalitaet01/russlanddeutsche/index.jhtml>)

Social Service Program of the Jena Methodist Church

2003 Worth knowledge about Aussiedler. Internet, 5th November 2003. (http://www.emk-jena.de/Auss_e.html)